



「ふるさと納税」と区財政の危機

「ふるさと納税」制度の仕組みと、制度による区の財政への影響をご説明します。

おしえて！「ふるさと納税」

そもそも「ふるさと納税」ってどんな制度？

ふるさとなどの自治体に「寄附」をして、確定申告等を行うことにより税額控除を受けることで、住んでいる自治体に納める住民税などが軽減されます。これが「ふるさと納税」です。

ふるさとへの「納税」ではないの？

「納税」という言葉がついていますが、あくまでも「寄附」で、ふるさとなどの自治体への「納税」ではありません。



「ふるさと納税」（寄附）が区財政に与える影響

区民の方がふるさと納税（寄附）をすると、特別区民税の一部について、納税を免れることとなり、特に、ふるさと納税（寄附）が、住民から行政サービスの提供を受けていない他の自治体に対してされると、杉並区は、一定の減収を余儀なくされます。

特別区民税は、区の様々な行政サービスの財源に充てられます。特別区民税収入が減ると、区民の皆様へ提供する行政サービスに影響が出かねず、将来的にサービスの低下につながりかねません。



都市部の自治体の税収が減っています

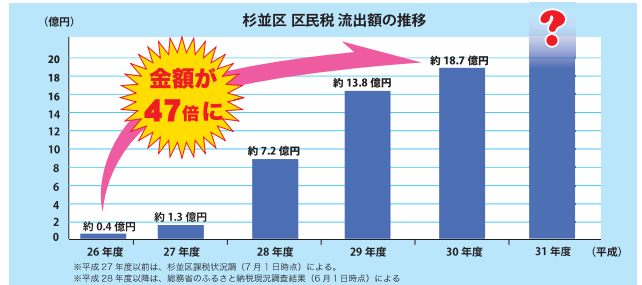
「ふるさと納税」による住民税の流出は、杉並区に限らず、東京 23 区など都市部の自治体で起こっています。

杉並区では…

杉並区の特別区民税は、ふるさと納税の影響で、平成 30 年度は約 18 億 7 千万円の減収となり、この減収額は、平成 26 年の約 47 倍です。

この 18 億 7 千万円は、保育園を 5、6 カ所建設できる費用の額に相当します。また、直近 5 年間の減収額は 40 億円を超え、学校 1 校分の改築経費に相当します。

ふるさと納税による特別区民税の減収は、来年度以降もさらに伸び続けることが危惧されます。



これは、地方税制度の根幹の問題です。

特別区民税などの住民税は、自治体が提供する行政サービスの費用負担をその自治体の住民が分かち合うという仕組みになっています（負担分任の原則）。

ところが、一部の住民がふるさと納税（寄附）することで、皆で分かち合う行政サービスの費用負担を免れ、その結果、行政サービスの低下を通じて住民全体に悪影響を及ぼすか、借金に転化されて将来の住民に負担を及ぼすことになります。

一部の住民の個人的感情や利害関心によって、現在又は将来の住民にしわ寄せが及ぶのですから、明らかに負担分任の原則に反しています。

「ふるさと納税」は、地方税制度の根幹にかかわる問題なのです。

杉並区は、地方交付税による補てんがありません。

ほとんどの自治体は、減収分の 75% が地方交付税で補てんされます。しかし、杉並区など東京 23 区は、地方交付税による補てんが無いため、税収減は純粋な減収となります。

ふるさと納税による税収と地方交付税(イメージ図)

